

「治山・林道事業業務委託共通仕様書」新旧対照表

新	旧
<p>第1編 共通編            第1章 総則            第2節 調査            第120条 成果物の提出            1～5（略）            6 成果物の提出は、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき</u>、事前協議により決定する。            なお、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。            7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>第3節 測量            第161条 成果物の提出            1～5（略）            1～5（略）            6 成果物の提出は、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき</u>、事前協議により決定する。            なお、<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。            7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p>	<p>第1編 共通編            第1章 総則            第2節 調査            第120条 成果物の提出            1～5（略）            6 成果物の提出は、<u>「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他</u>、事前協議により決定する。            なお、<u>「要領」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。            7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「要領」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>第3節 測量            第161条 成果物の提出            1～5（略）            6 成果物の提出は、<u>「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他</u>、事前協議により決定する。            なお、<u>「要領」</u>で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。            7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により<u>「要領」</u>に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p>

第4節 設計

第201条 成果物の提出

1～6（略）

7 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

8 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第4節 設計

第201条 成果物の提出

1～6（略）

7 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

8 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。